

平成28年4月26日

答申第700号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHKの退職給付会計について、「内部監査室として正当な処理であると判断した合理的な裏付けとなる退職給付会計基準や同適用指針等のどの項に該当するのかがわかる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は監査に関する情報であって、開示することにより今後の事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、NHK情報公開規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成28年4月26日（第237回審議委員会）

第717号諮問、審議、答申